

令和5年3月14日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社ディーエス産業に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

株式会社ディーエス産業

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

3. 処分理由

株式会社ディーエス産業の元代表取締役は、同社の業務に関し、架空の外注費を計上する等の方法により所得を秘匿した上で平成26年4月1日から平成27年3月31日までと平成27年4月1日から平成28年3月31日までの二事業年度において虚偽の法人税確定申告を行うなど不正な行為により法人税及び地方法人税を免れた。

また、架空の課税仕入れを計上する方法により、平成26年4月1日から平成27年3月31日までと平成27年4月1日から平成28年3月31日までの二事業年度において虚偽の消費税及び地方消費税確定申告を行うなど不正な行為により消費税及び地方消費税を免れた。これにより令和3年10月4日福井地方裁判所から同社元代表取締役は懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、同社は罰金3700万円の判決を受け、各々その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課 課長 鬼丸 真希（おにまる まさき）（内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 若目田 芳幸（わかめだ よしゆき）（内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

	商号	許可番号	代表者	所在地
①	株式会社ディーエス産業	国土交通大臣許可 (特-2) 第022278号	丸杉 十四三	東京都中央区

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 期間

令和5年3月29日から令和5年4月4日までの7日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における建設業の営業の全て

3. 処分理由

株式会社ディーエス産業の元代表取締役は、同社の業務に関し、架空の外注費を計上する等の方法により所得を秘匿した上で平成26年4月1日から平成27年3月31日までと平成27年4月1日から平成28年3月31日までの二事業年度において虚偽の法人税確定申告を行うなど不正な行為により法人税及び地方法人税を免れた。

また、架空の課税仕入れを計上する方法により、平成26年4月1日から平成27年3月31日までと平成27年4月1日から平成28年3月31日までの二事業年度において虚偽の消費税及び地方消費税確定申告を行うなど不正な行為により消費税及び地方消費税を免れた。

これにより令和3年10月4日福井地方裁判所から同社元代表取締役は懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、同社は罰金3700万円の判決を受け、各々その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。